

県立学校体育施設開放におけるチェック表

開放施設の使用を認められた団体は、各学校の使用者心得等に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の事項を厳守してください。

にチェックし、責任者名を記入のうえ、使用した日に体育施設使用簿とともに指定された場所へ提出してください。

今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、体育施設の使用を中止することがあります。不明な点については三重県教育委員会保健体育課にお問い合わせください。

連絡先 059-224-2973

- 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせるよう事前に周知する。
 - ・発熱や咳等の症状がある。
 - ・濃厚接触者となった同居家族が、発熱や咳等の症状がある場合。
(同居している者の陰性が確認されるまで)
- 当日の使用者全員の健康状態について、発熱や咳等の症状がないことを確認する。
(症状がある場合は参加しない)
- 使用に際しては、以下の感染防止対策を実施する。
 - ・換気を行う。
 - ・活動前後には手洗い、または手指消毒を徹底する。
 - ・使用者が頻繁に触れた場所(ドアの取手やスイッチ、レーキ、ベンチ等の体育施設や用具)は、活動終了後消毒を行う。
(消毒方法は、裏面参照。消毒液等については使用団体にて準備すること)
- 責任者は、使用者全員の氏名、連絡先及び住所を把握し、連絡が取れる体制を整えておく。
(使用者には送迎や付き添い等で体育施設に立ち入った方も含む)

・使用日から2日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した使用者が確認された場合には、学校へ速やかに連絡をしてください。
・このチェック表に記載の事項に違反した場合は使用禁止とすることがあります。

令和 年 月 日 () 責任者名

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について※ 1

	消毒用 エタノール	一部の界面活性剤※2	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	次亜塩素酸水※3	亜塩素酸水※1
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる(材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照(別添資料10) 	<ul style="list-style-type: none"> 製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 拭き掃除には有効塩素濃度 80ppm 以上のものを、流水で掛け流す場合には有効塩素濃度 35ppm 以上のものを使用 汚れをあらかじめ落としておく 拭く対象物に対して十分な量を使用 流水で掛が流す場合、次亜塩素酸水の生成装置から直接、対象物に対して行う きれいな布やペーパーで拭き取る 	<ul style="list-style-type: none"> 有機物が存在する環境下での使用が想定されている 【清拭する場合】 遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭(拭いた後数分以上置くこと)する その後、水気を拭き取って乾燥させる 【浸漬する場合】 遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の溶液に浸漬(数分以上浸すこと)し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる 【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の溶液をまく(数分以上置くこと) ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする				
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける 換気を十分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(別添資料8) 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない 換気を十分に行う 噴霧は絶対に行わない 児童生徒等には扱わない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用方法」参照(別添資料11) 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しない 換気を十分に行う 直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

※1 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

※2 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

・別添資料9 「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト(2021年10月31日版)」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ)

(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)

※3 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。電気分解によって生成された電解型次亜塩素酸水と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。